

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530385

研究課題名(和文) 中華人民共和国成立直後の中国江南における土地改革の実証的研究

研究課題名(英文) A Study on the actual conditions of the Land Reform movement in Jiangnan in the time right after formation of the People's Republic of China

研究代表者

夏井 春喜 (NATSUI, HARUKI)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：80155978

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究計画は、地方新聞・文書館等の一次史料に基づいて、中国江南地方における土地改革の実態を実証的に解明しようとするものである。戦時期の混乱で田地の約6割を占める城鎮に居住する管業地主の土地及び佃戸に対する支配力は急激に低下し、彼らの一部には土地との関係を断ち切ろうとする動きもあり、土地改革の阻害要因とはならなかった。闘争の対象となったのは在地の中小地主で、それは共産党が農村への支配を浸透させるためという要因が大きかった。

研究成果の概要(英文)：The aim of this research project is to make clear the actual conditions of the Land Reform movement in Jiangnan(江南), based on materials such as local newspapers and archives. I have reached the following conclusions. Because of the disorder during the Japan-China War and the Civil War, landowners who resided in urban areas and occupied almost 60% of land had already lost control over their land and tenants, and some of them tried to cut off their connection with their land. Therefore, landowners in urban areas had not been obstacles for the Land Reform movement. The targets of struggle were small landowners who resided in rural areas. Through those struggles, CCP placed the rural society under its rule.

研究分野：経済史

キーワード：土地改革 江南 地主 田面権

## 1. 研究当初の背景

(1)内戦期から中華人民共和国成立初期に実施された土地改革は、中国伝統の家族・夫婦関係を改変した婚姻法施行とともに民主改革として積極的に評価されてきた。しかし土地改革以後の強制的集団化の進行と人民公社の成立、1980年代に入ってから改革開放政策の下での人民公社廃止、個別請負制の進展と郷鎮企業の叢生、20世紀末からの盲流・民工・農民工といわれる内陸部農村から都市への出稼の急増や開発のための土地強制収用問題を通観したとき、土地改革の意義は再評価する必要があると思われる。

(2)近年日本、中国において地方新聞或いは現地調査等による土地改革或いは、共産党の政策に関する実証的な研究が現れてきている。江南地方においても、莫宏偉・張一平氏等の研究者によって、地方文書館、地方新聞、或いは土地革命時期に出版された文献資料等に基づいた、従来の共産党の「通説」を超える実証的研究が現れてきており、これらの研究の成果を基に、江南の地方新聞、文書資料、文献資料を収集・分析することで、江南の土地改革の実態を明らかにすることが可能となったと思われる。

(3)夏井はこれまで日本等々に収蔵されている文書資料及び地方新聞資料に基づいて、清末から1949年まで約100年に亘る蘇州を中心とする江南地方の租棧地主制について研究を行ってきた。江南における土地改革は、それまでの地主制とまったく断絶されて行われたものではなく、土地改革前の地主制という農村社会経済関係の文脈で考える必要があると思われる。

## 2. 研究の目的

(1)本研究計画の第一の目的は、江南の土地改革の過程を実証的に明らかにすることである、地域的には江南の蘇州（呉県）・常熟・呉江県を中心に考察を加える。江南でも地

方によって地主－小作関係は異なっており、私がこれまで租棧関係簿冊の分析を行った三県に焦点をあて、地方新聞・文書資料を基にした精緻な実態分析を行いたい。

(2)第二は、土地改革を清末からの100年の長い変化の中で位置づけるということである。清代以来、特に戦時体制下での小作人の自立化、国民政府の「二五減租」・「扶植自耕農」等農民政策と、共産党の土地改革との連続性と不連続性を明らかにすることである。

(3)第三は、土地改革で打倒の対象となった地主の動向である。夏井が明らかにしたように蘇州の田業会の主要な人物の中で、呉県田業銀行・蘇州電気廠等の工商業に関わるもの多く、彼等の土地改革に対する具体的動向を追うことで江南の寄生地主制の終焉を考察できると思われる。また、江南で土地改革前後に強調された「江南無封建」論批判の背景、闘争で対象になったのは如何なる「地主」なのかをも考察したい。

## 3. 研究の方法

(1)本研究計画は、地方新聞・文書館等の一次史料に基づいて、中国江南地方における土地改革の実態を実証的に解明しようとするものである。そのためにまず資料の調査・収集を行った。具体的に調査・収集した資料は次の三種類である。第一は当時発行された地方新聞資料である。第二は文書館収蔵の文書資料である。ただ、外国人研究者には閲覧制限が有り、許可された範囲でしか調査はできなく、詳細な調査は今後に持ち越された。第三は、当時発行された文献資料である。江南以外の文献資料を含めて50種以上の資料を調査・収集した。

(2)これまでの研究が土地改革時に行われた調査、あるいは1930、40年代の調査に基づいて土地改革のあり方を議論しているのに対し、本研究計画では、清末以降の江南の地主制の変化の中で土地改革を位置づけると

いう研究方法を取っている。その作業の一環として、夏井のこれまでの民国時期の租棧地主制の研究成果を整理、発展させて、『中華民国期江南地主制研究』（汲古書院、2014年）を出版した。これにより特に日中戦争期・内戦期という「戦時期」において地主の土地・佃戸に対する支配力の顕著な低下が確認された。この事実が江南の土地改革のあり方に大きな影響を与えていると思われる。

#### 4. 研究成果

##### (1) 土地改革の経過について

江南における土地改革における幾つの特徴について挙げておく。

1949年4月の共産党の江南進駐直後は、国民政府時代の地方組織である保甲制をそのまま活用した。その後の地籍整理等の事業においても、図正・催甲等の農村状況を知る人員を活用していった。この措置は、江南農村に基盤を持たない共産党政権が、混乱なく農村を接收するための暫定的措置であり、すぐに徴糧等の運動を通じて保甲人員への批判が行われる。

保甲制度に代わる組織として、共産党政権が構築していったのが農民代表大会、農民協会の農民組織である。都市接收が一段落した1949年7月以降、重点を農村に移し、幹部・学生等1万人を動員して農村工作団を組織し、農村工作を実施した。この工作団のもとに、農村の積極分子が核となり、農民組織が作られていったのである。無錫県堰橋郷六保村に入った工作団は、「初めて村に入った時、必ず大衆の心配と懐疑を引き起こし、彼らは我々に近づきたがらない。」状況の中で、大衆の信任を得るための措置を講じ、「大衆を発動・組織する一般的経験によれば、最初の積極分子の発見の善し悪しが、全ての大衆を発動する工作に対して大きな影響を与える。」と述べている（『解放日報』1949.08.10）。工作団の指導、養成の下で、農民代表大会、

農民協会等の組織が作られていく。減租運動、土地改革でも実験郷・村が選ばれ、その経験が他の郷村に波及するというやり方を取る。1949年5月進駐直後の借糧、その後の夏徴、「秋徴」の公糧徴収での「合理負担」、地主・富農等の隠匿地摘発の「反黒田」運動、減租運動の中で、保甲人員、地主等への批判を強め、保甲制に代わる農民組織として成長するのである。その過程で大会等で貧苦が代表が過去の受けた苦しみを訴える「訴苦」が農民の敵愾心を高めるものとして使われる。こうした訴苦を通じて農民の「階級意識」を高め、組織していくと方法は他の地域と同様である。工作団と指導・組織される農民との間にそれぞれ考えがあり、共産党の支配貫徹は必ずしも一方的にはいくのではない。

江南地方で「江南無封建」、「和平分田」の考え方が、かなり広く存在したと思われる。土地改革段階、特に不法地主への人民法庭が開催される中で、「都市中の部分的な人士には土地改革に対する不必要な懐疑と心配が発生した。」（『解放日報』1951.02.03）こうした「江南無封建」に対する批判として、『蘇南日報』・『解放日報』にそれへの反駁記事が掲載されると共に、民主党派、都市知識人等の農村土地改革参観団が組織され、著名な潘光旦・全慰天の『蘇南土地改革訪問記』（三聯書店、1952年）を初めとする参観記が発行される。その他の宣伝、活動によって、江南にも地主の封建搾取が存在し、その程度は他と異なることが宣伝によって「事実」とされた。ただ「江南無封建」という論説には一定の背景があったと思われる。

当初は土地改革はかなり先の問題とされていたが、1950年2月に中央人民政府及び華東軍政委員会が1950年秋に土地改革の実施を決定した。土地改革は準備段階（1950年2月～9月）、展開段階（1950年10月～1951年3月）、結束段階（1951年4月～年末）に区分される。準備段階では、調査研究、土地改

革幹部の訓練、基層組織の整理、宣伝動員が行われ、7月に無錫坊前郷、呉県保安郷・姑蘇郷等の典型郷が選ばれて試験的仕事が実施された。典型郷の試験工作に基づき、展開段階に入るが、展開段階は10月～12月の局部推開と12月末からの全面展開に分けられる。局部推開では「慎重に用心して、漸進的に前進する」として、慎重な工作が行われるが、全面展開では「手を放して大衆を発動させる」として大規模な反地主への闘争が展開された（『蘇南土地改革運動過程』『蘇南土地改革文献』）。全面展開の大胆に大衆を発動させる措置は、「従来やり方が寛大すぎた」、「地主を庇うことはできない」として発足したばかりの人民法廷や群衆大会において、乱打・乱抓・乱殺等の過激な現象を生み出した。地主の不法行為に対して当初の「説理」から「死刑」を含む人民裁判での暴力に代わったのである。この現象は短期間で終息したが、朝鮮戦争への人民解放軍の参戦という国際情勢とも絡んでおり、1951年5月に高揚する上海、蘇州等の都市部の反革命闘争等の愛国運動の最初の例となったと思われる。

## (2) 土地改革時期の地主の問題

土地改革時期の土地家屋等の没収及び闘争の対象となった地主の問題を、土地改革前の土地所有関係との関連と闘争対象地主の具体例から考えてみたい。

土地改革前の日中戦争期、内戦期の調査によれば、蘇州では田畝総数180万畝の中で管業地が約110万畝と約6割を占めていた（申蘭生『江南財政論叢』経綸出版社、1943年）。これら管業地、租田の多くは城鎮に居住する地主によって所有され、彼らが設置した租棧等が田賦徴収・田賦納入の請け負いを行っていた。

土地改革に当たって共産党政権は、各郷村毎に地籍を整理し、各階級成分毎の戸数、人数、占有土地数、出租数、入租数、使用土地

数の統計表を作成した。呉県保安郷等3郷村、常熟練塘鎮等2鎮・呉江の城廂区・同里区について見ると、呉県保安郷、姑蘇郷、呉江の九里郷は、自耕地が半分近くを占めるが他の郷は60%～70%、練塘鎮、鎮南郷では80%以上が租田である。その租田も圧倒的多数が外郷（村）の地主が所有している。所有状況について詳細な統計表はないが、「全郷の管業田5,437.8畝は、大体蘇州の大地主の手に集中している。」（保安郷）、「管業田は大体城鎮に居住する大地主によって所有される。」（呉県堰里郷鶴金村）と、内戦期と同様に租田の過半以上を占める田底権は地主に、田面権が佃戸に属する管業田は、蘇州城内、同里鎮等の都市の地主が所有していたことが確認できる。

蘇州等の都市に居住する地主の管業田は、清末から租棧が収租・納糧を管理していたが、南京国民政府成立以後政府の地主・佃戸関係への介入が行われ、更に1931年以降、災害・世界恐慌の影響で租棧の経営は次第に苦しくなっていた。日中戦争初期は、農村の治安が悪化し、都市の租棧が農村に居住する佃戸から収租することが困難となり、地方政府の権力を背景に公棧等の組織を設立して租賦併徴が実施された。1941年7月から実施された清郷工作により、農村の治安は一定程度安定化するが、抗租する頑佃から租棧単独で収租することは極めて困難で追租処等の催租機関が設置された。戦後もこの状況が変わらず、田業改進黨、田業聯誼会に組織された租棧地主が地方政府に働きかけて「租賦聯繫」の下に、収租処、田租委員会等を組織して、地方政府の権力を背景に武装催租等を行った。しかし、武装催租は輿論の反発を招き、地方政府も内戦の戦局悪化に伴い、重点を田賦徴収に置き、地主の収租を協助する余裕がなくなり、地主の経営は更に悪化を辿る。こうした状況の中で、地主の一部の中には国民政府に土地改革の実施を求めるもの

や、土地を重荷とを感じるものが出てくる。

日中戦争期、内戦期に起こった上述の現象は、土地改革時期に行われた農村調査においても確認することができる。「1937年から1939年までは納租しなかった、地主が他所に逃亡したからである。1940年以降、大部分の地主が次第に戻り、農民に租米を求め、1940年から1946年まで、農民もまた納租を開始した。一般的に（租額の）4割から6割を納め、もし反抗力の強いものは1、2割、甚だしくは納めなかった、少し弱いものは8割を納めた。……解放戦争開始後、1947、1948年の両年は農民は租米を納めず、僅かに国民党反動政府の糧賦だけを納めた。」（呉県斜塘鎮三、六保）都市に居住する管業田の地主が、抗租や革命状況によって租米を徴収できない状況が土地改革前に存在していたのである。1949年の公糧負担も累進課税で、しかも佃戸が代完しており、農業経営に全く携わらず、田地・佃戸とも全く関係を持たない管業地主にとって、土地はもはや利を生むものではなく、重荷と化していたと思われる。1949年の呉県での調査でも「地主の中の70%である都市の地主（管業地主）は土地の産権に未練はなく、土地との関係を離脱したいと思っている。」（中共呉県委員会『呉県租佃情況与主佃關係』1949年）と指摘されている。また蘇州等都市に居住する租棧地主は工商業との関係も深く、地主の土地財産の没収は、佃戸等に小作させている農業関連だけで、工商業関係は保持されたこともあり、工商業に活路を求めたものも多かったと思われる。日中戦争期・内戦期に佃戸が田面権に依拠し実質自作農化していったことと、蘇州等では田地の6割を占める都市の管業地主が土地との関係に大きな執着を持たず阻止力にならなかったことが、江南の土地改革が比較的穏やかな形で行われた大きな要因と思われる。

「中華人民共和國土地改革法」では地主の土地及び財産は没収すると規定するが、地主

・富農等の階級成分の法的規定は別に定めるとある。階級区分を示した「關於劃分農村階級成分的決定」では、地主の範囲を、単に大規模な土地を有し地租で生活するもの以外に、没落した旧地主、さらには租棧等の催甲、或いは催租に関わった保甲長に拡大される可能性を示している。土地改革時の調査から地主の所有面積の分布を見てみる。呉江県蘆墟区の「地主榜」に載せられた地主の所有面積（「呉江県蘆墟区（鎮）地主成分公布榜留底」呉江区档案馆）を見ると、所有地が50畝未満が約40%、100畝未満が2/3を占めている、最少の地主銭ZYは僅か3.85畝であり、次ぎに少ない戴XCは8.56畝で備註に「代收租」とあり、租米徴収に関わった催甲等であり、それ故に地主とされた可能性がある。武進県百丈区の地主の所有分布でも、全地主102人の中で所有地が50畝以下が52人と半数を超え、100畝以下では87人で85%以上を占めている（『江蘇省農村調査』）。在地地主は管業地主に比べて、農民たちと日常的に接し、収租条件も厳しく、或いは長工等農業労働者を雇用することもあったと思われる。郷村によっては地主が居住していない場合も珍しくなく、国民政府の基層組織である保甲長、或いは租棧の下で収租・催租に携わった催甲は、当地の「顔役」が当たり、その職務・役得によって上昇するものもあった。

土地改革時期に闘争の対象となったのは在郷の不法地主・悪覇であった。土地改革の実行を阻害する「不法地主」を取り締まるため「華東懲治不法地主暫行条例」が出されたが、基本的に在地の地主を対象としたものである。新聞資料や、文書での地主への闘争をみると、郷長、保長といった旧基層組織の人物が地主として、旧悪を批判されている。また租米徴収が厳しいことも批判の対象になっている。呉県斜塘の地主李HSは、17歳から地主のために収租を始め、以後40年租米徴収を請け負い、反動政府と結託して、労苦

人民を圧迫搾取し、1000 畝余りの土地を有する、当地の 1、2 の大地主になったという(『蘇南日報』1950.10.31)。土地改革での不法地主、悪覇地主は、都市に居住する管業地主ではなく、農村に居住しているもので、旧政権下で郷長、保長を務めたり、催甲として地主の収租を助けたものがかなりを占めている。共産党が農村で支配を確立するためには、かれらを批判し、貧雇農の積極分子による農民代表大会、農民協会という新たな組織を作る必要があった。地主の個人的な犯罪と思われる事件が、「階級の本質」として出版宣伝され、「江南無封建」論も痛烈な批判にさらされるのである。

蘇州等の江南の土地改革は、管業地主の租棧制度が既に行き詰まり、政権交替と共に 6 割を占める管業地主田地の分配は大きな障害を受けずに実施される可能性があった。しかし在地の旧支配の破壊、共産党政権の浸透のためには、地主への批判は不可欠であり、そこで批判された地主は都市の大きな管業地主ではなく、在地の「顔役」的地主であった。その意味で江南の土地改革は、地主の土地の没収・分配という「経済的」要因よりは、農村における共産党支配の確立という「政治的」要因が強かったと思われる。

## 5 . 主な発表論文等

### [ 雑誌論文 ] (計 4 本)

夏井 春喜、近代蘇州租棧地主研究、江南社会歴史評論、査読有、5 輯、2013、23 - 31

夏井 春喜、近代蘇州における田賦と佃租の関係、史流、査読無、45 号、2014、1 - 28

### [ 学会発表 ] (計 4 件)

夏井 春喜、文書資料からみる近代中国江南の地主制、北大史学会、2013.07.27、北海道大学

夏井 春喜、民国前期蘇州の田業会、第七

届江南社会史国際論壇、2013.11.02、中国蘇州

夏井 春喜、中国江南の租棧地主とその終焉、北海道教育大学史学会、2014.07.20、北海道教育大学札幌校

夏井 春喜、賦従租出 - 近代蘇州的田賦和田租の関係、第七届江南社会史国際論壇、2014.11.01、中国常州

### [ 図書 ] (計 2 件)

夏井 春喜、汲古書院、中華民国期江南地主制研究、2014、631

夏井 春喜他、有斐閣、中国の歴史、2015、349 (224 - 243)

## 6 . 研究組織

### (1) 研究代表者

夏井 春喜 (NATSUI Haruki)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号 : 8 0 1 5 5 9 7 8